

令和8年度 障害児通所支援事業所における安全対策支援事業補助金スケジュール(予定)

項目	時期	東京都への提出期限	備 考
交付申請	令和8年8月1日	令和8年9月30日	・東京都への補助金交付申請です。 ・交付申請書と併せて、申請額の根拠書類(見積書、図面等)や取組の内容がわかる資料等の提出が必要となります。 ・補助金の活用意向がない場合は、申請不要です。
交付決定	令和8年11月		・申請内容を審査した結果、交付額を決定し、事業者宛てに通知書を発送します。 ※ 前払いではないため、この時点では補助金のお支払いはございません。
変更交付申請	令和8年12月～	随時	・交付決定後、変更が必要な場合の変更交付申請です(申請依頼については別途お知らせします。) ・変更交付申請書と併せて、申請額の根拠書類や取組の内容がわかる資料等の提出が必要となります。 ・変更交付の必要がない場合は、申請不要です。
変更交付決定	随時		・変更交付申請内容を審査した結果、変更交付額を決定し、事業所に通知します。 ※ 前払いではないため、この時点では補助金のお支払いはございません。
実績報告	令和9年1月中旬	令和9年1月末	・補助対象事業の実績報告です(報告依頼については別途お知らせします。) ・実績報告書と併せて、実績額の根拠書類や取組の内容がわかる資料等の提出が必要になりますので、この提出期限までに補助対象経費の支払等を完了していただきますようお願いいたします。 ・実績報告を審査した結果、補助額を確定し、確定額を通知します。実績額が確定しなければ、補助金をお支払いすることができませんので、提出期限厳守で報告してください。 ・確定額を通知後、補助金をお支払いいたします。
交付額確定	令和9年2月		・報告内容を審査した結果、交付額を確定し、事業者宛てに通知書を発送します。
補助金交付	令和8年度末～令和9年5月まで		・交付額確定通知を送付後、補助金交付の手続きを行います。手続き完了次第指定口座へお支払いいたしますが、その際事前の通知は行いませんので、入金については指定口座を御確認いただきますようお願いいたします。
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税報告書の提出	令和10年5月ごろ(予定)	令和10年5月末	・交付要綱別記16に定める報告書になります。これは、本補助金の交付を受けた すべての事業者 が交付事業所ごとに報告書を作成し、 提出する 必要のある書類です。 ・提出依頼については別途御連絡いたしますが、依頼までに期間が空きますので、御注意ください。 ※万一、本報告書依頼までに、「 事業の休止 」、「 事業所の廃止 」、「 別法人への事業譲渡 」等がされる場合は、 方針が決まった時点で速やかに 補助金担当者まで御連絡ください。 (なお、本報告書は、事業の廃止や事業譲渡等がなされていたとしても、補助金の交付を受けた事業者として報告いただく必要があります。)

※スケジュールについては、今後変更が生じる場合があります。